

官報

号外

昭和二十八年六月十九日

第十六回 参議院會議録第十三号

昭和二十八年六月十九日(金曜日)午前
十時十三分開議

議事日程 第十二号

昭和二十八年六月十九日

午前十時開議

第一 国の所有に属する物品の売却
払代金の納付に関する法律の一
部を改正する法律案(三浦辰雄
君外十一名発議) (委員長報告)

第二 小額通貨の整理及び支払金
の端数計算に関する法律案(内
閣提出) (委員長報告)

第三 図書館運営委員長報告

○議長(河井彌八郎) 諸般の報告は朗
読を省略いたします。

昨十八日議長において、左の常任委員
の辞任を許可した。

- 農林委員 江田 三郎君
- 建設委員 清澤 俊英君
- 予算委員 佐藤清一郎君
- 阿 高野 一夫君
- 決算委員 愛知 揆一君
- 議院運営委員 上原 正吉君

同日議長において、常任委員の補充を
左の通り指名した。

農林委員 清澤 俊英君

建設委員 江田 三郎君

予算委員 滝井治三郎君

同 上原 正吉君

決算委員 雨森 常夫君

議院運営委員 高野 一夫君

同日内閣から左の議案を提出した。よ
つて議長は即日これを大蔵委員会に付
託した。

国有財産法等の一部を改正する法律
案

同日内閣から予備審査のため左の議案
が送付された。よつて議長は即日これ
を委員会に付託した。

昭和二十一年度における一般会計、
帝國鉄道会計及び通商事業特別会計
の借入金金の償還期限の延期に関する
法律の一部を改正する法律案

大蔵委員会に付託
武器等製造法案
中小企業金融公庫法案

通商産業委員会に付託
同日衆議院から予備審査のため左の議
案が送付された。

公共企業体等労働関係法の一部を改
正する法律案(山花秀雄君外六名提
出)

同日委員長から左の報告書を提出し
た。

国の所有に属する物品の売却代金の
納付に関する法律の一部を改正する
法律案可決報告書

小額通貨の整理及び支払金の端数計
算に関する法律案可決報告書

同日内閣総理大臣から、渥田単作地域
農業改良促進対策審議会委員鈴木福平
君から辞任の申出があり、同徳川宗敬
君、同若男仁藏君の両名は五月二日参
議院議員の任期満了により同委員の資
格を失つたので、それぞれ後任者を指
名されたい旨の要求書を受領した。

一昨十七日議長は内閣総理大臣に左の
者を政府委員に任命することを承認し
た旨回答した。

労働省職業安定 渋谷 直蔵君
局失業対策課長
昨十八日内閣総理大臣から、労働省職
業安定局失業対策課長渋谷直蔵君を第
十六回国会政府委員に任命した旨の通
知を受領した。

同日議長は内閣総理大臣に左の者を政
府委員に任命することを承認した旨回
答した。

副連行総務部長 山内 隆一君

關連庁不動産部長 山中 一朗君

北海道開発庁 川戸 定吉君

企画室主幹 牛場 信彦君

通商産業省通商局長 中野 哲夫君

運輸省航空 栗沢 一男君

局監理部長 栗沢 一男君

同日内閣総理大臣から、關連庁総務部
長山内隆一君外五名(前掲議長承認の
通り)を第十六回国会政府委員に任命
した旨の通知を受領した。

○議長(河井彌八郎) これより本日の
會議を開きます。

議員工藤鐵男君は、去る十六日逝去
せられました。誠に痛惜哀悼の至りに
堪えません。

村尾重雄君から発言を求められまし
た。この際、発言を許します。村尾重
雄君。

〔村尾重雄君登壇、拍手〕

○村尾重雄君 只今議長から御報告に
なりました通り、永らく御療養中であ
りました議員工藤鐵男君は、去る十六
日遂に逝去されました。私ども同僚
として誠に痛惜の至りに堪えません。

ここに同君の生前を回顧し、哀悼の辞
を捧げたいと存じます。

工藤君は、明治八年青森県に生れ、
長じて日本大学を卒業後、長く操縦界

並びに教育界に生涯を捧げられたので
ありますが、一方、政界に志を有せられ
て、大正十三年以来七回に亘つて衆議
院議員に、又昭和二十五年には青森県
から本院議員に当選せられ、懲罰委員
長その他各常任委員となり、憲政のた
めに尽くされたところは多大なもの
があつたのであります。又その間、文部
参事官、厚生政務次官を歴任ののち、
國務大臣として國務の枢機に参与され
ました功績も忘れられないのであります。

今、国会は内外の諸
情勢と相俟つてその責務のいよいよ重
きを加うる時、同君のごとき卓越明
敏の政治家を失うことは、誠に惜しん
で余りあるところであります。

ここに同君の御冥福を祈り、哀悼の
辞を捧げる次第であります。(拍手)

○議長(河井彌八郎) お諮りいたしま
す。工藤鐵男君に対し、院議を以て弔
詞を贈呈することとしたし、その弔詞
は議長に一任せられたいと存じま
す。御異議ございませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○議長(河井彌八郎) 御異議ないと認
めます。議長において起草いたしました
議員工藤鐵男君に対する弔詞を朗読
いたします。

参議院は、議員正五位勲三等工藤鐵
男君の長逝に対しまして、謹んで哀
悼の意を表し、うや／＼しく弔詞を
捧げます。

昭和二十八年六月十九日 参議院會議録第十三号 議長の報告 會議 故議員工藤鐵男君に対する追悼の辭 故議員工藤鐵男君に対し弔詞贈呈の件

昭和二十八年六月十九日 参議院會議第十三号

議員の請願 議員派遣の件 議事日程追加の件 沼田単作地域農業改良促進対策審議会委員の選挙 田の所有に属する物品の売払代金の納付に關する法律の一部を改正する法律案外一件

○議員(河井彌八君) この際お諮りいたします。若米地蔵三君から病氣のため十二日間請願の申出がございまして、これを許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議員(河井彌八君) 御異議ないと認めます。よつて許可することに決しました。

○議員(河井彌八君) この際お諮りいたします。農林委員長から、風水害に關する実地調査のため、兵庫県、山口県、愛媛県に片柳眞吉君、清澤綾夫君を、福岡県、大分県に雨森常夫君、鈴木平平君、松浦定義君を、二十一日から五日間の日程を以て派遣せられたい旨の要求書が提出されております。委員長要求の通り議員を派遣することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議員(河井彌八君) 御異議ないと認めます。よつて委員長要求の通り議員を派遣することに決しました。

○議員(河井彌八君) 昨日、内閣総理大臣から、沼田単作地域農業改良促進対策審議会委員鈴木平平君から兼任の申出があり、同委員津川宗敬君、岩男仁藏君は参議院議員の任期満了により委員としての資格を失つたので、それぞれ後任者を指名されたいとの申出がございました。

つきましては、この際、日程に追加して、沼田単作地域農業改良促進対策審議会委員の選挙を行いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議員(河井彌八君) 御異議ないと認めます。

○菊川孝夫君 沼田単作地域農業改良促進対策審議会委員の選挙は、成規の手続を省略いたしましたして、議長において指名せられんこと動議を提出いたします。

○議員(河井彌八君) 菊川君の動議に御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議員(河井彌八君) 御異議ないと認めます。よつて議長は、沼田単作地域農業改良促進対策審議会委員に伊能芳雄君、上原正吉君、三橋八次郎君を指名いたします。

○議員(河井彌八君) 日程第一、国の所有に属する物品の売払代金の納付に關する法律の一部を改正する法律案、(三浦辰雄君外十一名発議)

日程第二、小額通貨の整理及び支払金の端数計算に關する法律案、(内閣提出)
以上両案を一括して議題とすること
に御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議員(河井彌八君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。大蔵委員長大矢半次郎君。
〔審査報告書は都合により第十九号末尾に掲載〕

右の議案を議決する。
昭和二十八年五月二十九日
発議者

- 三浦 辰雄 森 八三二
新谷寅三郎 杉山 昌作
飯島連太郎 小林 政夫
堀木 謙三 藤野 繁雄
平林 太一 菊川 孝夫
松永 義雄 森下 政一
参議院議長河井彌八君

国の所有に属する物品の売払代金の納付に關する法律の一部を改正する法律案
国の所有に属する物品の売払代金の納付に關する法律(昭和二十四年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第一条の二中「半年」の下に「(国有的林野から産出する樹木の売払代金にあつては、一年)」を加える。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

〔審査報告書は都合により第十九号末尾に掲載〕
小額通貨の整理及び支払金の端数計算に關する法律案

右
国会に提出する。
昭和二十八年六月十三日
内閣総理大臣 吉田 茂

小額通貨の整理及び支払金の端数計算に關する法律案
小額通貨の整理及び支払金の端数計算に關する法律
(目的)

第一条 この法律は、最近における取引の実情に即応し、一円以下の臨時補助貨幣並びに一円未満の貨幣、小額紙幣及び日本銀行券を整理するとともに、一円未満の通貨の發行を停止することとし、これに伴い、現金支払の場合における支払金の端数計算の基準を定めて取引の円滑化に資することを目的とする。

(定義)
第二条 この法律において「小額補助貨幣」とは、左の各号に掲げるものをいう。

一 貨幣法(明治三十年法律第十六号)の規定により政府が発行した貨幣のうち額面価格が五十銭以下のもの

二 貨幣法第十七条の規定により通用を認められた貨幣
三 臨時通貨法(昭和十三年法律第八十六号)の規定により政府が発行した臨時補助貨幣のうち額面価格が一円以下のもの

2 この法律において「小額紙幣」とは、臨時通貨法の規定により政府が発行した五十銭の小額紙幣で昭和二十八年十二月三十一日において現に通用するものをいう。

3 この法律において「小額日本銀行券」とは、日本銀行法(昭和十七年法律第六十七号)第二十九条第一項の規定により日本銀行が発行した十銭及び五銭の日本銀行券をいう。

4 この法律において「小額通貨」とは、小額補助貨幣、小額紙幣及び小額日本銀行券をいう。
(小額通貨の通用禁止及び引換)
第三条 小額通貨は、昭和二十八年十二月三十一日限り、その通用を禁止する。

2 小額通貨は、昭和二十九年一月四日以後次条から第六条までの規定により引き換えるものとする。
(小額通貨の引換の請求)
第四条 小額通貨を所持する者は、昭和二十九年一月四日から昭和二十九年六月三十日まで、その所持する小額通貨を小額通貨以外の通貨と引き換えることを請求する

持する者、昭和二十九年一月四日から昭和二十九年六月三十日まで、その所持する小額通貨を小額通貨以外の通貨と引き換えることを請求する

ことができる。但し、小額通貨の合計額に五十銭未満の端数がある場合におけるその端数に相当する小額通貨及び小額通貨の合計額が五十銭未満である場合におけるその小額通貨については、この限りでない。

2 左の各号に掲げる場合における前項の規定による引換の期間は、同項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる期間とする。

一 外国その他政令で定める地域から引き揚げ、昭和二十九年六月一日以後本邦(当該政令で定める地域を除く。)に到着した者の所持する小額通貨を引き換える場合については、到着の日から一月以内

二 その他やむを得ない事由がある場合であつて政令で定める場合については、政令で定める期間

3 通用を禁止したる貨幣紙幣の引換に關する件(明治二十三年法律第十三号)は、第一項の規定により小額補助貨幣及び小額紙幣の引換を請求する場合には、適用しない。

(引換事務の取扱機關)
第五條 小額通貨の引換に關する事務は、大蔵省令で定めるところにより、日本銀行が行ふ。

2 郵政官署は、政令で定めるところにより、日本銀行に代り、前項

昭和三十八年六月十九日 參議院會議録第十三号 國の所有に屬する物品の売払代金の納付に關する法律の一部を改正する法律(附則)

の事務の一部を取り扱うものとする。

(引換金額の特例)
第六條 第四條第一項の規定による小額通貨の引換の請求があつた場合において、引換を請求する小額通貨の合計額に五十銭以上一円未満の端数があるときはその端数額を、その合計額が五十銭以上一円未満であるときはその合計額を、引換を請求する者一人につき一回に限り、一円と引き換へるものとする。

(日本銀行に対する引換差額の交付)
第七條 政府は、第四條から前条までの規定により小額通貨が小額通貨以外の通貨と引き換へられた場合において、当該小額通貨以外の通貨の額面価格の合計額がその引き換へられた小額通貨の額面価格の合計額を超過するときは、その超過額に相当する金額を、予算の定めるところにより、日本銀行に交付するものとする。

(報告)
第八條 日本銀行は、大蔵省令で定める手続により、第四條から第六條までの規定による小額通貨の引換に關する報告書が大蔵大臣に提出しなければならない。

(小額通貨の未回収残高の処理)
第九條 政府は、昭和二十九年六月

三十日における小額紙幣の発行高から、同日において日本銀行代理店及び郵政官署が保有する小額紙幣の額面価格の合計額及び大蔵大臣が定める金額を差し引いた金額を、大蔵省令で定める手続により、小額紙幣発行高から除去し、その除去した発行高に相当する金額を即日歳入に受け入れるものとする。

2 日本銀行は、昭和二十九年六月三十日における小額日本銀行券の発行高を、同年七月一日における日本銀行券発行高から除去するものとする。

3 日本銀行は、特別の勘定を設け、前項の規定により除去した発行高に相当する金額を区分整理しなければならない。

4 日本銀行は、第二項の規定により除去した発行高に相当する金額から政令で定める金額を差し引いた金額に相当する金額を、政令で定めるところにより、政府に納付しなければならない。

5 前項に定めるものの外、第二項の規定により除去した発行高に相当する日本銀行の財産の処理に關し必要な事項は、政令で定める。(一円未満の通貨の発行停止)
第十條 政府は、当分の間、一円未満の額面価格を有する貨幣(臨時

補助貨幣を含む。)及び紙幣を発行しないものとする。

2 日本銀行は、当分の間、一円未満の額面価格を有する日本銀行券を発行することができない。

(債務の支払金の端数計算)
第十一條 債務の弁済を現金の支払により行ふ場合において、その支払うべき金額(數個の債務の弁済を同時に現金の支払により行ふ場合においては、その支払うべき金額の合計額)に五十銭未満の端数があるとき、又はその支払うべき金額の全額が五十銭未満であるときは、その端数金額又は支払うべき金額の全額を切り捨てて計算するものとし、その支払うべき金額に五十銭以上一円未満の端数があるとき、又はその支払うべき金額の全額が五十銭以上一円未満であるときは、その端数金額又は支払うべき金額を一円として計算するものとする。但し、特約がある場合には、この限りでない。

2 前項の規定は、国及び公社等(國庫出納金等端数計算法(昭和二十五年法律第六十一号)に規定する国及び公社等をいう。以下同じ。)が収納し、又は支払う場合において、は、適用しない。

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。但し、第十條、第十一條及

び次項から附則第十項までの規定は、昭和二十九年一月一日から施行する。

2 左に掲げる法律は、廃止する。
一 小額紙幣整理法(昭和二十三年法律第四十二号)
二 補助貨幣整理法(昭和二十七年法律第三百三十号)

3 旧小額紙幣整理法第一条に規定する小額紙幣のうち、同法第二条但書に規定する外国その他大蔵大臣の指定する地域から引き揚げ、昭和二十八年十二月一日以後本邦に到着した者の所持するものは、第三条第二項及び第四条から第八条までの規定の適用については、第二条第二項に規定する小額紙幣とみなす。

4 附則第二項の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

5 昭和二十一年九月三十日以前に効力が発生した簡易生命保険契約の保険料については、簡易生命保険法の一部を改正する法律(昭和二十七年法律第四百五号)附則第三項の規定により保険料の取立を停止したものを除いて、当該保険料の一年分を前納する払込方法によることを約したものとみなす。但し、左に掲げるものについては、この限りでない。

一 簡易生命保険約款の定めるところによりその払込について団体の取扱を受ける保険料

二 昭和二十一年十月一日以後に効力が発生した簡易生命保険契約の保険料と併合して払い込む保険料

6 前項各号に掲げる保険料が払い込まれる場合において、その払込金額(当該保険料と併合して払い込まれる保険料を含む)の合計額に五十銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、その端数金額を一円として計算する。

7 国庫出納金等端数計算法の一部を次のように改正する。
第一条中「法令による公団、」及び「商船管理委員会、閉鎖機関整理委員会、」を削り、「国及び公団等」を「国及び公社等」に改める。
第二条から第四条まで中「国及び公団等」を「国及び公社等」に改める。

第五条第一項中「百円未満であるときは、」の下に「政令をもつて指定する国税又は地方税の場合を除く外、」を加える。
第六条の次に次の一条を加える。

(益金等の端数計算の特例)
第六条の二 法令の規定により納

付をする益金又は欠損補てん金に対する第二条第一項の規定の適用については、同項中「五十銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、」とあるのは、「一円未満の端数があるときは、益金についてはその端数金額を切り捨て、欠損補てん金については」とする。

第七条第一項各号列記以外の部分中「第二項及び第三項の規定に該当する場合を除き、」を削り、同項第一号から第五号までを削り、同項第六号中「第十条及び附則第二項」を「及第十條」に改め、同号を同項第一号とし、同項第七号を同項第二号とし、同項第八号を削り、同項第九号を同項第三号とし、同条第二項及び第三項を削る。
附則第三項を削る。

8 国庫出納金等端数計算法の一部を改正する法律(昭和二十七年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。
附則第一項の項番号及び附則第二項を削る。

9 郵便貯金法(昭和二十二年法律第一百四十四号)の一部を次のように改正する。
第三十六條第一項但書を削る。

10 政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十六号)の一部を次のように改正する。
第八条第二項中「遅延利息の額について特に定めない限り、その額」を「遅延利息の額」に改める。

(大矢半次郎君登壇、拍手)
○大矢半次郎君 只今議題となりました二法律案につきまして、大蔵委員会の審議の経過並びに結果を申し上げます。先ず国の所有に属する物品の売却代金の納付に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は三浦辰雄君ほか十一名の発議にかかるとなっております。国有林野のいわゆる立木の売却におきましては、それが大量である場合又は搬出設備のない奥地林のものである場合には、立木の買受人が搬出設備を敷け、伐採し搬出し、売却いたします。その代金を回収いたします。相応の長期間を必要とする実情にあります。現行の国の所有に属する物品の売却代金の納付に関する法律が施行されます以前は、この実情を考慮せられまして、北海道の国有林においては二年以内、その他の国有林においては一年以内の延納の特約ができることになっておりましたが、現在他の一様の物品と同列に最長半年の延納の特約を認められるに過ぎないことになっております。

め、その不便が痛感せられておるのであります。本案は、これを是正して、国有林野のいわゆる立木売却代金については、延納期間の長期を一年に延長して、実情に即した取扱ができるようにしようとするものであります。本案の審議の詳細は速記録によつて御承知願いたいと存じます。かくて質疑を終了し、討論、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定した次第であります。

次に小額通貨の整理及び支払金の端数計算に関する法律案について申し上げます。

本案は、最近における取引の実情に鑑みまして、一円未満の補助貨幣、小額紙幣及び日本銀行券等は取引上殆んど採用せられていない状況にありますので、これらの小額通貨を整理いたしますと共に、今後一円未満の通貨の発行を停止し、更に、これに伴い、現金支払の場合における端数金額の計算の基準を定めて、取引の円滑化を図らうとするものであります。

その内容は、一円以下の臨時補助貨幣、一円未満の貨幣、小額紙幣及び日本銀行券は、昭和二十八年十二月三十一日限り通用を禁止し、昭和二十九年一月四日以降昭和二十九年六月三十日までの間に、日本銀行及び郵便官署において他の通貨と引換えることとしたそうとするものであります。なお引換に当たっては、小額通貨の合計額に一

円未満の端数があるときは、五十銭未満は切捨て、五十銭以上一円未満は一円と引換えることとしたそうとするものであります。この措置に伴いまして、債務の弁済を現金の支払により行う場合、円位未満の端数額の支払上の紛争を生ずる虞がありますので、当事者間の特約がない限り、五十銭未満の端数は切捨て、五十銭以上一円未満の端数は一円として計算することとしたそうとするものであります。更に、国又は公社等が収納し又は支払う場合についても、国庫出納金等端数計算法に同様の趣旨の改正を加え、その他、補助貨幣損傷等取締法臨時特例等の関係法令の改廃を行うこととしたそうとするものであります。

本案の審議の詳細は速記録によつて御承知願いたいと存じます。

かくて質疑を終了し、討論、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

右御報告申し上げます(拍手)

○議長(河井彌八郎) 別に御発言もなければ、これより両案の採決をいたします。両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八郎) 総員起立と認められます。よつて両案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(河井彌八君) 日程第三、図書館運営委員報告。

図書館運営委員高橋道男君。

〔報告書は都合により第十九号末尾に掲載〕

〔高橋道男君登壇、拍手〕

○高橋道男君 国立国会図書館法第十条の規定によりまして、図書館運営委員会における審査の結果を御報告申し上げます。

前回は、昨年の十二月二十四日、当時の宮城委員長の御報告がございましたので、今回はそれ以後の分につきまして御報告を申し上げます。

本委員会は、本年に入りまして以来、教回に亘つて委員会を開催いたし、法律案一件のほか、国立国会図書館の運営に関する事項といたしましては、昨年十月から本年三月に至る間の図書館の経過に関する館長の報告、国立国会図書館法第二十六条に規定する金銭の取扱規程案、同じく第二十六条の規定に基き金銭の寄附を受けるについての承認を求め、昭和二十八年年度の国立国会図書館の予算等について審査いたして参つたのであります。

以上それらの案件につきましてはその都度文書を以て御報告いたしてございまして、詳細に亘つてはこれを省略させていただきます。その主なる点について御報告申し上げます。

御承知のごとく、国立国会図書館

は、現在中央館のほか二十八の支部図書館の総合的運営により、図書及びその他の図書館資料を収集して国会議員の職務の遂行に資すると共に、行政及び司法の各部門及び国民に対して広く図書館奉仕をいたすことを目的とするものでございまして、その業務は単に図書類の閲覧及び貸出のみにとどまらず、調査立法考査局等における調査、調査資料、その他図書に関する資料の刊行、写真の複製等、各般に亘つておるのでございますが、最近における各方面に対する奉仕の業務は、都道府県議会図書館並びに専門図書館との接触が更に緊密に行われる等、総合的に次第に改善せられ、その実績は豊富共に逐次発展の経過を辿つております。又、欧米諸国との国際交換等による図書資料の収集整備も漸次活発となつて参つておる現状でございます。殊に国立国会図書館における写真複製業務の充実発展のために、国立国会図書館法第二十六条の規定に基き、昨年アメリカ合衆国ロツタフエナー財団からの申出のありました金四万一千ドルの寄附を受けらるにつかしまして、本年二月三日これに承認を与え、その管理運営上必要な規程案についても同時に承認を与えた次第でございますが、この金銭は、マイクロフィルム機械の設備及び技術習得のため技術者を米国に派遣するための費用に充當せられるものでありまして、更に図書館業務の円滑なる遂

行に寄与するものと存する次第であります。

次に、国立国会図書館の昭和二十八年予算案に関連して特に申述べたいことは、図書館の建設計画についてであります。本年度国立国会図書館の予定経費要求額は総額三億七千四百五十六万八千円でありまして、そのうち昨年度においては庁舎敷地買収費として二千万円の計上にとどまりました。図書館建設関係の費用は、本年度におきましては庁舎新設費として新たに九千九百万円、即ち約一億円が計上せられております。図書館の建設計画につきましては、御承知のごとく年来の懸案となつておるところでありまして、現在の図書館が旧赤坂離宮の半分を利用し、又三宅坂分室等におきまして国会への奉仕その他の運営をいたしております。この利用が不適当であり、且つ又、法に規定する国立国会図書館の目的達成上、図書館業務の運営には誠に不便であることに鑑みまして、この議事堂に近接した地区に本館を建設せんとするものであります。この計画といたしましては、結局において延坪四万五千坪の図書館の建設を計画いたしておるものでございまして、我が国の現状に鑑み、その実現はこれを将来に期することといたしまして、取りあへずその一環として、差当り実施可能と認められる延二万五千坪の暫定計画を急速に実現せんとするものでございますが、その計画達成に要します予算が終局案である四万五千坪計画においては凡百十億円、一万五千坪の暫定計画におきましては約三十八億円を要する見込でございます。本年度予算を審査するに当り、本委員会におきましては、再度右の建設計画を確認いたしますと共に、その予算の確保について申合せ、大蔵大臣に対し要望書を送付する等の措置を講じたのでございまして、大蔵当局におきましても右の建設計画を了承いたしておられますので、本年度において計上せられました予算額は総所要経費の僅か三十八分の一に相当するものではございまして、暫定建設計画達成の五カ年間を通じて将来ともその目的達成のために努力いたしたいと存しております。議員各位におかれましては、速かなる本計画の達成のために強力なる御支援を賜りますよう特別にお願い申し上げます。

簡単ながら以上を以て御報告を終わります。(拍手)

○議長(河井彌八君) 本日の議事日程はこれにて終了いたしました。次会の議事日程は決定次第公報を以て御通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十時三十五分散会

○本日の会議に付した事件

一、故議員工藤鐵男君に対する哀悼の辞

一、故議員工藤鐵男君に対し弔辞贈呈の件

一、議員の請假

一、議員派遣の件

一、湿田単作地域農業改良促進対策審議会委員の選挙

一、日程第一 国の所有に属する物品の充払代金の納付に関する法律の一部を改正する法律案

一、日程第二 小額通貨の整理及び支払金の端数計算に関する法律案

一、日程第三 図書館運営委員長報告

出席者は左の通り。

議長 河井 彌八君

副議長 重宗 雄三君

議員

河野 謙三君 佐藤 尚武君

小林 武治君 小林 政夫君

梶見 義男君 岸 良一君

北 勝太郎君 上林 忠次君

片柳 眞吉君 梶原 茂嘉君

柏木 庫治君 加賀山之雄君

石黒 忠憲君 飯島連次郎君

赤木 正雄君 森 入三一君

村上 義一君 宮城タマヨ君

三木與吉郎君 三浦 辰雄君

前田 權君 廣瀬 久忠君

林 了君 野田 俊作君

西田 隆男君 中山 福蔵君

豊田 雅彦君 常岡 一郎君

昭和二十八年六月十九日 参議院會議録第十三号 図書館運営委員長報告

土田 國太郎君	館 哲二君	島津 忠彦君	湯山 勇君
高橋 道男君	高瀬 莊太郎君	草葉 隆圓君	泉山 三六君
高木 正夫君	新谷 寅三郎君	黒川 武雄君	石坂 豊一君
島村 軍次君	横川 信夫君	井上 知治君	岩沢 忠恭君
木村 守江君	伊能 芳雄君	栗山 良夫君	秋山 長彦君
高野 一夫君	西川 弥平治君	阿貝 登君	小松 正雄君
石井 桂君	井上 清一君	大倉 精一君	河合 義一君
關根 久蔵君	川口 爲之助君	岡 三郎君	龜田 得治君
吉田 萬次君	酒井 利雄君	田中 一君	白井 勇君
佐藤 清一郎君	劍木 亨弘君	竹中 勝男君	清澤 俊英君
谷口 弥三郎君	宮本 邦彦君	小林 亦治君	森下 政一君
長谷 山行毅君	宮田 重文君	重盛 壽治君	江田 三郎君
田中 啓一君	大矢 半次郎君	小林 孝平君	久保 等君
石川 榮一君	石原 幹市郎君	田畑 金光君	松澤 兼人君
岡田 信次君	松岡 平市君	森崎 隆君	安部 キミ子君
大谷 登彌君	西郷 吉之助君	岡田 宗司君	山口 重彦君
中川 幸平君	寺尾 豊君	堂森 芳夫君	吉田 法晴君
左藤 義詮君	山縣 勝見君	藤原 道子君	小笠原 三三男君
吉野 信次君	津島 壽一君	菊川 孝夫君	山田 節男君
大庭 茂雄君	小瀧 彬君	東 隆君	内村 清次君
藤原 亨君	大谷 實雄君	松本 治一郎君	三橋 八次郎君
宮澤 喜一君	横山 フク君	荒木 正三郎君	羽生 三七君
西岡 ハル君	小澤 久太郎君	三木 治朗君	山下 義信君
鹿島 守之助君	藤野 繁雄君	戸叶 武君	石川 清一君
石村 幸作君	青山 正一君	最上 英子君	三浦 義男君
秋山 俊一郎君	入交 太藏君	鈴木 強平君	松永 義雄君
高橋 進太郎君	永岡 光治君	深川 タメエ君	武藤 常介君
加藤 武徳君	上原 正吉君	村尾 重雄君	井村 徳二君
郡 祐一君	山本 米治君	紅 眞 みつ君	入木 幸吉君
西川 甚五郎君	小野 義夫君	加瀬 完君	千田 正君
藤田 進君	平井 太郎君	相馬 助治君	有馬 英二君
川村 板助君	堀 末治君	堀木 健三君	松浦 定義君
白波 彌米吉君	池田 宇右衛門君	菊田 七平君	長谷部 ひろ君

上條 愛一君 松浦 清一君
 櫻橋 小虎君 鶴見 祐輔君
 一松 定吉君
 國務大臣

法務大臣 犬養 健君
 大蔵大臣 小笠原 三九郎君
 農林大臣 内田 信也君
 労働大臣 小坂 善太郎君
 國務大臣 大野 伴陸君
 國務大臣 大野 木秀次郎君

恩給法の特例に関する件の措置に
 関する法律の一部を改正する法律
 案

右全会一致をもつて可決すべきもの
 と議決した。よつて多数意見者の署
 名を附し、要領書を添えて、報告す
 る。

昭和二十八年五月二十八日

内閣委員長 小酒井 義男

参議院議長 河井 彌八郎

多数意見者署名

松原 一彦 長島 銀藏
 田中 啓一 上原 正吉
 野本 品吉 矢嶋 三義
 竹下 豊次 天田 勝正

要領書

一、委員会の決定の理由

昭和二十一年勅令第六十八号恩
 給法の特例に関する件の有効期限
 が本年五月三十一日をもつて切れ

るので、これに対する新たな措置が
 講ぜられるまで、即ち本年七月三
 十一日までその効力を延長しよう
 とするものであり、妥当な措置と
 認める。

二、事件の利害得失

この措置によつて、旧軍人軍属
 及びその遺族等の恩給問題に対し
 善後措置を講ずることができ
 る。

三、費用

本法の施行のため別に費用を要
 しない。

審査報告書

厚生省設置法の一部を改正する法
 律等の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきもの
 と議決した。よつて多数意見者の署
 名を附し、要領書を添えて、報告す
 る。

昭和二十八年五月二十八日

内閣委員長 小酒井 義男

参議院議長 河井 彌八郎

多数意見者署名

松原 一彦 竹下 豊次
 長島 銀藏 田中 啓一
 上原 正吉 野本 品吉
 矢嶋 三義 天田 勝正
 堀 眞琴

要領書

一、委員会の決定の理由

厚生省の外局である引揚援護庁

は、本年五月三十一日をもつて内
 局に縮小されることとなつてい
 るが、中央地区からの引揚等の現況
 に鑑み、昭和二十九年三月三十一
 日まで現行の機構を存置しよう
 とするものであり、妥当な措置と認
 める。

二、事件の利害得失

この措置により引揚援護業務を
 円滑的確に取り進めることができ
 る。

三、費用

この法律の施行によつて別に費
 用を要しない。

審査報告書

少年院法の一部を改正する法律
 案

右全会一致をもつて可決すべきもの
 と議決した。よつて多数意見者の署
 名を附し、要領書を添えて、報告す
 る。

昭和二十八年五月二十八日

法務委員長 郡 祐一

参議院議長 河井 彌八郎

多数意見者署名

一松 定吉 宮城 タマヨ
 木村 篤太郎 柿見 義男
 赤松 常子 亀田 得治
 三橋 八次郎 青木 一男
 加藤 武徳 棚橋 小虎

要領書

一、委員会の決定の理由

代用少年鑑別所及び代用特別少年院の特例的措置が認められる期限が、昭和二十八年五月三十一日をもって、切れることになる。然し、右の期限前に本格的措置を講ずるための立法を行うことは、審議期間の関係から、不可能と認められるので、取敢えず右の期限を更に二ヶ月間、昭和二十八年七月三十一日まで延期しようというのが、本改正法律案の要旨である。

委員会は、少年法の運用上やむを得ない措置と認められた。

二、事件の利害得失

暫定的な措置ではあるが、少年法の円滑なる運用と、少年の保護を期するために利益あるものと認められる。

三、費用

本法の施行には、別段の費用を要しない。

審査報告書

外国人登録法の一部を改正する法律案

右全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年五月二十八日

法務委員長 郡 祐一

参議院議長河井彌八郎

多数意見者署名

- 亀田 得治 加藤 武徳
- 三橋八次郎 一松 定吉
- 青木 一男 棚橋 小虎
- 木村篤太郎 赤松 常子
- 楠見 舞男 宮城タマヨ

要領書

一、委員会の決定の理由

本法法律案は、外国人が登録証明書の交付等の申請にあつて、所要の書類に指紋の押なつを要する制度の施行期日を、昭和二十九年四月二十七日までの間において政令で定めようとするもので、現在の諸情勢にかんがみ妥当なものと認める。

二、事件の利害得失

本法の施行により、外国人の指紋押なつ制度の施行に必要な準備を整え、かたがた一般外国人に対しても、この制度の趣旨を周知徹底せしめ、内外の関係を好転せしめる利益がある。

三、費用

本法施行のため、別段の費用を要しない。

参議院会議録第十二号正誤

頁 誤 正

二 三 五百五十倍 五百六十三倍

昭和二十八年六月十九日 参議院会議録第十三号

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部

十五円
(送料別)

発行所

東京都新宿区市谷本村町一五
六藏省印刷局
電話九段四三〇〇
郵便東京一〇〇〇官報